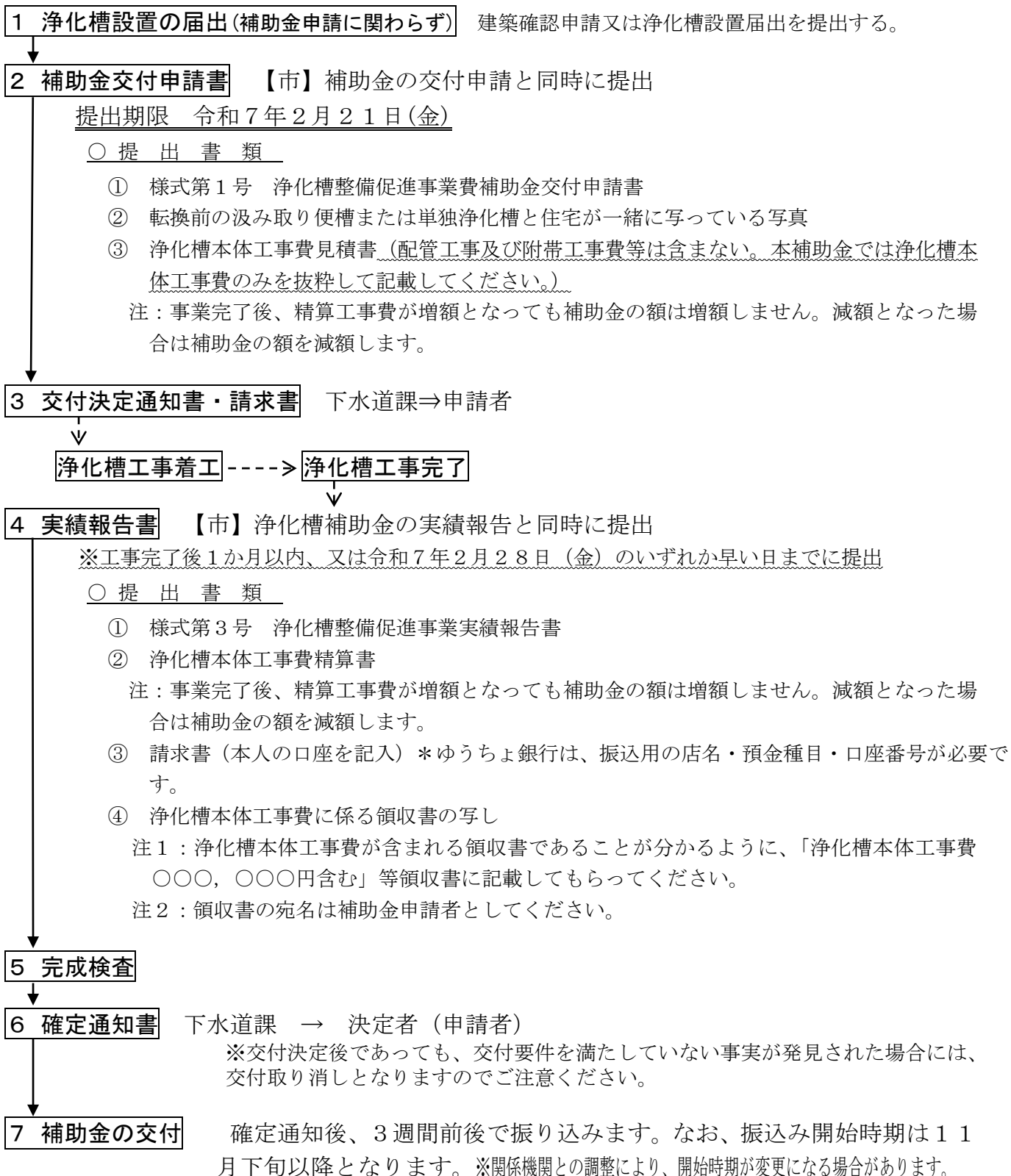


# 令和6年度米沢市浄化槽整備促進事業費補助金に関する手続き **【県】**

- ・本補助金は、汲み取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が対象となります。
  - ・新築や改築（建替え・増築・間取り変更等）の場合は対象になりません。
- ※旧建築物を残して新しい建築物を増築する事業で、増築した部分のみで独立した住宅機能を有する場合は対象になりません。
- 詳しくは裏面「Q&A」を確認いただくか、下水道課工事担当へお問い合わせください。



## 補助対象工事関係

Q 1 新築時の浄化槽設置工事は、補助対象になるのか。また、建替えも含まれるのか。

A 1 建造物の新たな建築を伴うものは、補助対象になりません。

Q 2 建築物（事務所等）内にトイレがなく、敷地内に簡易便槽（レンタルトイレ）を設置している。この簡易便槽（レンタルトイレ）を合併処理浄化槽に転換した場合は補助の対象となるか。

A 2 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換事業（以下「転換事業」）とはならず、補助対象になりません。（転換対象とする汲み取り便槽には簡易便槽（レンタルトイレ）は含まない。）

Q 3 旧建築物を残して新しい建築物を増設する事業で、合併処理浄化槽に転換する場合は補助対象になるか。

A 3 増設した部分のみで独立した住宅機能を有する場合は、新築として扱うこととし、補助対象になりません。

Q 4 浄化槽の配管工事及び既設浄化槽の処分経費は補助対象になるのか。

A 4 補助対象工事は、浄化槽本体工事費に限ります。

ただし、合併処理浄化槽を設置するために、既存の単独処理浄化槽を掘り起こす必要がある場合は、その経費までは浄化槽本体工事費に含まれます。

Q 5 浄化槽工事費に含まれるものを例示してもらいたい。

A 5 浄化槽本体（放流ポンプ槽一体型のものを含む）、浄化槽を設置するための掘削、基礎、埋め戻し及び積雪対策、ブロワ工事が該当します。流入及び放流に係る配管、柵、放流ピット及び放流ポンプ等は含まれません。

また、浄化槽設置に係る設計費、監理費及び重機損料等の経費も含まれますが、浄化槽工事費として扱う場合は、浄化槽工事費とそれ以外の工事費（例えば、単独処理浄化槽の撤去処分費、配管等工事費）で適切に按分し、見積書及び請求書で明らかにしておく必要があります。

Q 6 補助申請時に必要となる転換事業であることを確認するための書類とは。

A 6 転換事業前の単独処理浄化槽等が設置されていることが分かる写真（単独処理浄化槽等と住宅が一緒に写っているもの）が該当します。

Q 7 特別な事情により、転換前の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の写真が提出できない場合は、どのような資料で代替できるか。

A 7 単独処理浄化槽の維持管理契約書の写し、単独処理浄化槽の維持管理又は汲み取り料金の領収書の写し等、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を利用していたことを証する書類により代替することができます。